

改正案

（定義）

第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

〔資本金の額又は基金の総額の最低額〕

第二条の二（略）

（保険金請求権等の範囲）

第三条 法第十七条第五項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一～三（略）

第四条 法第十七条第六項の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に

現行

（定義）

第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「所属保険会社」、「保険仲立人」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、所属保険会社、保険仲立人又は保険募集をいう。

〔資本の額又は基金の総額の最低額〕

第二条の二（略）

（保険金請求権等の範囲）

第三条 法第十七条第二項（法第五十六条の二第四項、第七十条第二項（法第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第六十六条第二項及び第七十条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一～三（略）

第四条 法第十七条第四項、第五項及び第七項に規定する保険金請求権等は、同条第一項の

既に生じているものに限るものとする。

（株主に対する剰余金の配当の制限等に違反した場合について準用する会社法の規定の読み替える会社法）  
（読み替えられる会社法）

第四条の二 法第十七条の六第二項の規定において同条第一項の規定に違反して株式会社と同項各号に掲げる行為をした場合について会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十三條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替へは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十三條第二項	同項の規定により義務を負う	当該行為により金銭等の交付を受けた

（相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読み替へ）

第四条の三 法第二十一条第一項の規定において相互会社の使用人について会社法第十条、第十二條第一項及び第十三條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替へは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条	本店又は支店	主たる事務所又は従たる事務所
第十二條第一項第三号	他の会社又は商人（会社を除く。第二十四條において同じ。）	会社（外国会社を含む。以下この編において同じ。）若しくは他の相互会社（外国相互会社を含む。）又は商人（会社を除く。）

公告の時ににおいて既に生じているものに限るものとする。

（設立の際の基金拠出申込証の用紙の交付に係る電磁的方法）

第四条の二 相互会社の発起人は、法第二十三条第四項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第七十五条第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該基金の拠出の申込みをしようとする者に対し、その用いる電磁的方法（法第四十八条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下この章において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た相互会社の発起人は、当該基金の拠出の申込みをしようとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該基金の拠出の申込みをしようとする者に対し、法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該基金の拠出の申込みをしようとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（設立の際の基金拠出申込証の作成に係る電磁的記録）

第四条の三 基金の拠出の申込みをしようとする者は、法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定により同項に規定する電磁的記録（法第五十二条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）による基金拠出申込証の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の発起人に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た基金の拠出の申込みをしようとする者は、当該相互会社の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的記録による基金拠出申込証の作成を拒む旨の申出があつたときは、法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項に規

定する電磁的記録による基金拠出申込証の作成をしてはならない。ただし、当該相互会社の発起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第十二条第一項第四号	他の会社の取締役、執行役員又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役員若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役員
第十三条	本店又は支店	主たる事務所又は従たる事務所

2| 法第二十一条第一項の規定において相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について会社法第十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第一項第二号	他の会社の取締役、執行役員又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役員若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社（外国相互会社を含む。）の取締役若しくは執行役員

3| 法第二十一条第一項の規定において相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十二条及び第二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第一項	譲受会社	譲受者
第二十二条第二項	譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社	会社若しくは相互会社（外国相互会社を含む。）である譲受者がその本店若しくは主たる事務所（日本における主たる店舗（保険業法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を含む。）の所在地において譲渡相互会社（事業を譲渡した相互会社をいう。以下この項において同じ。）若しくは事業を譲渡した外国相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合、商人（会社を除く。以下この項において同じ。）である譲受者が譲渡相互会社の債務を弁済する責任を負

第二十二條第三項及び第四項並びに第二十三條	譲受会社及び 譲受会社	譲受者及び 譲受者	わなない旨を登記した場合又は相互会社である譲受者がその主たる事務所の所在地において事業を譲渡した会社若しくは営業を譲渡した商人
-----------------------	----------------	--------------	---

〔相互会社の行う行為について準用する商法の規定の読替え〕

第四条の四 法第二十一條第二項の規定において相互会社の行う行為について商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十二條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百二十二條	この法律	保険業法及びこの法律

〔相互会社の定款の記載又は記録事項に関する検査役の調査について準用する会社法の規定の読替え〕

第四条の五 法第二十四條第二項の規定において相互会社の定款に同條第一項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときの検査役による当該事項の調査について会社法第三十三條第一項及び第十一項並びに第八百七十条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三條第一項	第三十條第一項	保険業法第二十三條第四項において準用する第三十條第一項

〔入社申込証の用紙の交付に係る電磁的方法の規定の準用〕

第四条の四 第四条の二の規定は、法第二十五條第三項において商法第七百七十五條第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「基金の拠出」とあるのは、「入社」と読み替えるものとする。

〔入社申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用〕

第四条の五 第四条の三の規定は、法第二十五條第三項において商法第七百七十五條第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の拠出」とあるのは「相互会社への入社」と、「基金拠出申込証」とあるのは「入社申込証」と読み替えるものとする。

第三十三條第十一項第二号	第二十八條第二号	保險業法第二十四條第一項第一号
第八百七十條第五号	第二十八條第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号	及び保險業法第二十四條第一項第一号

〔書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等〕

第四條の六 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十六條第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 一 法第二十八條第三項（法第六十條の二第四項及び第七十八條第三項において準用する場合を含む。）
- 二 法第三十條の七第三項
- 三 法第三十條の八第六項において準用する会社法第七十四條第三項及び第七十六條第一項
- 四 法第四十一條第一項において準用する会社法第三百十條第三項及び第三百十二條第一項
- 五 法第四十四條の二第三項（法第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十條第三項
- 六 法第四十九條第一項において準用する会社法第三百十二條第一項
- 七 法第六十一條の二第三項
- 八 法第六十一條の八第二項において準用する会社法第七百二十一條第四項、第七百二十五條第三項、第七百二十七條第一項及び第七百三十九條第二項
- 九 法第七十四條第三項において準用する会社法第七十四條第三項
- 十 法第七十四條第三項（法第七十七條第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七十六條第一項

〔創立総会の招集の通知に係る電磁的方法〕

第四條の六 相互会社の発起人は、法第二十六條第四項において準用する商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十二條第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の社員になろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2) 前項の規定による承諾を得た相互会社の発起人は、当該相互会社の社員になろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相互会社の社員になろうとする者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の社員になろうとする者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

十一 法第九十三条第三項

十二 法第八十四条において準用する会社法第五百五十五条第三項及び第五百五十七條第一項

十三 法第二百二十二條第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項及び第五百五十七條第一項

十四 法第二百十三條において準用する会社法第八百二十二條第三項において準用する同法第五百五十五條第三項及び第五百五十七條第一項

十五 法第二百三十五條第四項において準用する会社法第五百五十五條第三項及び第五百五十七條第一項

2) 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第四條の七 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 法第三十條の八第六項において準用する会社法第六十八條第三項

二 法第四十一條第一項において準用する会社法第二百九十九條第三項

三 法第四十九條第一項において準用する会社法第二百九十九條第三項

四 法第六十一條の八第二項において準用する会社法第七百二十條第二項

五 法第七十四條第三項(法第七十七條第六項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第六十八條第三項

六 法第八十四條において準用する会社法第五百四十九條第二項

(創立總會において發起人の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法)

第四條の七 相互会社の社員になろうとする者は、法第二十六條第四項において準用する同法第八十條第三項において準用する同法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の發起人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た相互会社の社員になろうとする者は、当該相互会社の發起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相互会社の發起人に対し、法第二十六條第四項において準用する同法第八十條第三項において準用する同法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項に規定する情報を提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の發起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

七 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第四項において準用する同条第二項

八 法第二百十二条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項

九 法第二百十二条第四項において準用する会社法第五百四十九条第四項において準用する同条第二項

十 法第二百十三条において準用する会社法第八百二十二条第三項において準用する同法第五百四十九条第二項

十一 法第二百十三条において準用する会社法第八百二十二条第三項において準用する同法第五百四十九条第四項において準用する同条第二項

十二 法第二百三十五条第四項において準用する会社法第五百四十九条第二項

十三 法第二百三十五条第四項において準用する会社法第五百四十九条第四項において準用する同条第二項

2| 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によって発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第四条の八 法第三十条の八第六項の規定において相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第	第九百三十条第二項各号	保険業法第六十四条第三項にお

（創立総会における代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法）

第四条の八 相互会社の社員になろうとする者又はその代理人は、法第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の発起人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た相互会社の社員になろうとする者又はその代理人は、当該

一項（第一号に係る部分に限る。）	いて準用する第九百三十条第二項各号
------------------	-------------------

（設立時取締役等による調査について準用する会社法の規定の読替え）

第四条の九 法第三十条の十一第二項の規定において同条第一項の規定による調査について会社法第九十三条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十三条第三項	設立時株主	社員になろうとする者

（相互会社の発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任について準用する会社法の規定の読替え）

第四条の十 法第三十条の十四の規定において相互会社の発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任について会社法第五十二条第二項（第二号を除く。）及び第五十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

相互会社の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相互会社の発起人に対し、法第二十六条第四項において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の発起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（創立総会における電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である事項の提供に係る電磁的方法）

第四条の九 相互会社の発起人は、法第二十六条第四項において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の社員になろうとする者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た相互会社の発起人は、当該相互会社の社員になろうとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相互会社の社員になろうとする者に対し、法第二十六条第四項において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の社員になろうとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（創立総会における議決権の行使に係る電磁的方法）

第四条の十 相互会社の社員になろうとする者は、法第二十六条第四項において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ三第五項の規定により同項に規定する事項及び情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社の発起人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条第二項第一号	第三十三条第二項	同法第二十四条第二項において準用する第三十三条第二項
第五十五条	総株主	総社員

(削る)

(削る)

面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2] 前項の規定による承諾を得た相互会社の社員になろうとする者は、当該相互会社の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相互会社の発起人に対し、第二十六条第四項において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十九条ノ三第五項に規定する事項及び情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社の発起人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(発起人の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

- 第四条の十一 第四条の七の規定は、法第三十条において商法第九十六条において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(相互会社への入社申し込みをした者又は社員に対する通知又は催告に係る電磁的方法)

- 第四条の十二 相互会社は、法第三十二条第二項において準用する商法第二百二十四条第二項の規定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2] 前項の規定による承諾を得た相互会社は、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けない旨の申出があったときは、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員に対し、法第三十二条第二項において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相互会社への入社申し込みをした者又は社員が再び

（社員又は総代の権利の行使に関する利益の供与等について準用する会社法の規定の読替え）

第五条の二 法第三十三条の二第二項の規定において同条第一項の場合について会社法第二百二十条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第二項	株主	社員又は総代

2| 法第三十三条の二第二項の規定において同項において準用する会社法第二百二十条第三項の利益の返還を求める訴えについて同法第八百五十一条第二項（第一号を除く。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十一条第一項第二号	若しくはその完全親会社の株式を取得したとき	の社員となったとき
第八百五十一条第三項	株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社	相互会社又は合併後存続する相互会社

前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（社員の提案等に係る電磁的方法の規定の準用）

第五条の二 第四条の七の規定は、法第三十八条第二項において商法第二百三十二条ノ二第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第三十九条第二項において商法第二百三十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

2| 第四条の六の規定は、法第四十一条において商法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「相互会社の発起人」とあるのは「社員総会を招集する者」と、「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3| 第四条の七の規定は、法第四十一条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

4| 第四条の八の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

5| 第四条の九の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と、「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

6| 第四条の十の規定は、法第四十一条において商法第二百三十九条ノ三第五項の規定を準

〔相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え〕

第五条の二の二 法第四十一条第一項の規定において相互会社の社員総会について会社法第三百十九条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十九条第五項	定時株主総会	定時社員総会

用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

〔社員総会について準用する商法の規定の読替え〕

第五条の二の二 法第四十一条の規定において相互会社の社員総会について商法第二百四十四條第六項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百六十三條第三項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十三條第三項第一号	株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿	社員総会ノ議事録
第二百六十三條第三項第二号	株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿、又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ復本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ	其ノ謄本
	株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿	社員総会ノ議事録
	第一項第二号第三号又ハ第四号ニ定ムル場所	ニ於ケル其ノ
		主タル事務所又ハ従タル事務所

2) 法第四十一条の規定において相互会社の社員総会について商法第二百五十三條第二項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百四十四條第五項及び第二百六十三條第三項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十四條第五項	其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ	第二百五十三條第一項ノ同意ガ電磁的記録ヲ以テ

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の二の三 法第四十一條第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六條第一項	株主又は設立時株主	社員
第九百三十七條第一項	本店	主たる事務所

第二百六十三條第三項第一号	株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル	第二百五十三條第一項ノ同意ガ書面ヲ以テ為サレタル
第二百六十三條第三項第二号	株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本	其ノ謄本
第二百六十三條第三項第三号	株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ	第二百五十三條第一項ノ同意ガ電磁的記録ヲ以テ為サレタル場合ニ於ケル其ノ
第一項第二号第三号又ハ第四号ニ定ムル場所	主たる事務所又ハ従たる事務所	

(総代会における代理権を証する書面の差出等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五條の二の三 第四條の八の規定は、法第四十四條第四項において商法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の八中「社員にならうとする者」とあるのは「総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

2| 第四條の七の規定は、法第四十五條第二項において商法第二百三十二條ノ二第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合及び法第四十六條第二項において商法第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社員又は総代」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

3| 第四條の六の規定は、法第四十九條において商法第二百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の六中「相互会社の発起人」とあるのは「総代会を招集する者」と、「社員にならうとする者」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

	第九百三十条第二項各号	保険業法第六十四条第三項において準用する第九百三十条第二項各号
支店		従たる事務所

(議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え)

第五条の二の四 法第四十四条の二第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第三百十条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十条第三項及び第四項	株主	総代
第三百十条第六項	本店	主たる事務所
第三百十条第七項	営業時間	事業時間

4| 第四条の七の規定は、法第四十九条において商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

5| 第四条の九の規定は、法第四十九条において商法第二百三十九条ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の九中「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と、「社員になろうとする者」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

6| 第四条の十の規定は、法第四十九条において商法第二百三十九条ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十中「社員になろうとする者」とあるのは「総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(総代会について準用する商法の規定の読替え)

第五条の二の四 法第四十九条の規定において相互会社の総代会について商法第二百四十四条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第二百六十三条第三項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十三条第三項第一号	株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若ハ端株原簿	総代会ノ議事録
	株主名簿、新株予約権原簿、若ハ社債原簿ノ複本	其ノ謄本
第二百六十三条第	株主名簿、新株予約権原簿、	総代会ノ議事録

〔相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え〕

第五条の二の五 法第四十九条第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六條第一項	株主又は設立時株主	社員
	株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	社員が取締役、監査役、執行役又は清算人
第九百三十七條第一項（第一号トに係る部分に限る。）	本店 第九百三十條第二項各号 支店	主たる事務所 保険業法第六十四條第三項において準用する第九百三十條第二項各号 従たる事務所

（削る）

	又ハ株主名簿、新株予約権原簿若ハ社債原簿ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル此等ノ	ニ於ケル其ノ
第一項第二号第三号又ハ第四号ニ定ムル場所	主タル事務所又ハ従タル事務所	

〔総代会の廃止等に係る事項を会議の目的とする社員総会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用〕

第五条の二の五 第四条の七の規定は、法第五十条第二項において商法第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

〔取締役会の招集の請求に係る電磁的方法〕

第五条の三 法第五十一条第二項において準用する商法第二百五十九條第一項ただし書に規



と読み替えるものとする。

〔委員会等設置相互会社における社員総会等において執行役の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法の規定の準用〕

第五条の四の三 第四条の七の規定は、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十

一条の十四第七項第三号において準用する法第四十一条において準用する商法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

2] 第四条の七の規定は、法第五十二条の三第二項において商法特例法第二十一条の十四第七項第三号において準用する法第四十九条において準用する商法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

〔委員会等設置相互会社について準用する商法の規定の読替え〕

第五条の四の四 法第五十二条の三第二項の規定において委員会等設置相互会社（法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社をいう。以下同じ。）について商法特例法第二十一条の十七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十六條第七項、第九項、第十二項、第十四項及び第十八項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の	読み替えられる字句	読み替える字句
----------	-----------	---------

(削る)

(削る)

第二百六十六條第七項	第一項第五号	（保険業法（平成七年法律第百五号）第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一條の十七第一項	同条第二項
第二百六十六條第九項	第五項	監査委員会ヲ組織スル各取締役ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス	同条第二項
第二百六十六條第十二項	第五項	（保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の十七第二項	同条第一項
第二百六十六條第十四項	取締役ハ	執行役ハ	同条第一項
第二百六十六條第十八項	社外取締役	社外取締役（保險業法第二十七條第二項第三号の二ニ規定スル社外取締役ヲ謂フ）ニシテ執行役ニ非ザルモノ	同条第一項

2 | 法第五十二條の三第二項の規定において委員会等設置相互会社について商法特例法第二十一條の十七第五項の規定を準用する場合における同項において準用する法第五十一條第二項において準用する商法第二百六十六條第十九項から第二十三項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第二百六十六條第十九項	読み替えられる字句 第五項	読み替える字句 （保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の十七第二項
---------------------------	------------------	---

第二百六十六條第二十項	社外取締役	社外取締役(保險業法第二十七條第二項第三号の二ニ規定スル社外取締役ヲ謂フ以下本条ニ於テ同シ)ニシテ執行役ニ非ザルモノ
	第一項第五号	同条第一項
第二百六十六條第二十項	社外取締役	社外取締役ニシテ執行役ニ非ザルモノ
	業務ヲ執行スル取締役	執行役
第二百六十六條第二十一項	執行役	執行役
	第九項	業務ヲ執行スル取締役
第二百六十六條第二十二項及び第二十三項	社外取締役	社外取締役ニシテ執行役ニ非ザルモノ
	第一項第五号	保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の第十七第一項

3) 法第五十二條の三第二項の規定において委員会等設置相互会社について商法特例法第二

十一條の十七第六項の規定を準用する場合における同項において準用する法第五十一條第二項において準用する商法第二百六十六條第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十六條第七項	第一項第五号	保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の十七

		取締役	執行役
第二百六十六條第九項	第五項	監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監査役ノ数人アルトキハ各監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス	監査委員会ヲ組織スル各取締役ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
第二百六十六條第十項	取締役	執行役	執行役
第二百六十六條第十二項	第五項	保險業法第五十二條の第三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の第十七項	執行役
	第一項第五号	同条第一項	
	取締役ノ	執行役ノ	
	取締役ガ	執行役ガ	
第二百六十六條第十四項	取締役ハ	執行役ハ	

〔委員会等設置相互会社における執行役の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用〕

第五條の四の五 第四條の七の規定は、法第五十二條の第三第二項において商法特例法第二十一條の二十五第二項において準用する法第五十一條第二項において準用する商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の七中「社員にならうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替へるものとする。

〔委員会等設置相互会社についての商法等の規定の適用に関する技術的読替へ〕

第五條の四の六 法第五十二條の四第三項の規定による委員会等設置相互会社に対する法第

〔削る〕

〔削る〕

二編第二章第二節の規定において準用する商法の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十四條第三項	及出席シタル取締役	並ニ出席シタル取締役及執行役
第二百四十四條第五項、第二百四十六條第二項、第二百六十條ノ四第五項、第三百一十條第二項、第三百一十條、第三百一十條第二項、第三百一十條、第三百一十條第二項及び第三百一十條第一項	取締役	執行役
第二百六十條ノ四第六項	取締役	取締役、執行役
第二百八十二條第一項	取締役 第二百八十一條第一項ニ掲グルモノ及監査報告書	執行役
第二百八十三條第一項	第二百八十一條第一項各号	保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の二十六第一項各号
第二百八十三條第二項	第二百八十一條第一項各号 監査報告書	保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一條の二十六第一項各号 同法第二十一條の五第一項第一號

	二号ニ規定スル監査委員会ノ 監査報告書
--	------------------------

2) 法第五十二条の四第三項の規定による委員会等設置相互会社に対する法第五十九条第一項において準用する商法特例法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法特例法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第一項及び第八条第一項	取締役	執行役
第十条	第十三条第一項	保険業法(平成七年法律第百五号)第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の二十八第一項
第十一条	取締役	取締役、執行役
第十七条第一項	第二条第一項に掲げるもの 監査役会 監査役と	保険業法第五十二条の三第二項において準用する第二十一条の八第七項に規定する監査委員と 監査委員会
第十九条第一項	保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百三十八条、第二百六十六条第九項(同条第十三項及び第二十一項並びに第二百六十八条第八項において準用する場合を含む)、保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ二並びに保険業法第八十三条第一項において準用する商法第四百二十条第一項及び第三項	保険業法第八十三条第一項において準用する商法第四百二十条第一項及び第三項

(削る)

〔監査役の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用〕  
第五条の五 第四条の七の規定は、法第五十三条第二項において商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。〕

(削る)

〔保険金請求権等の範囲〕  
第五条の五の二 法第五十六条の二第四項において準用する法第十七条第四項、第五項及び第七項に規定する保険金請求権等は、同条第一項の公告の時に既に生じているものに限るものとする。〕

(削る)

〔株主の権利の行使に関して供与した利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用〕  
第五条の五の三 第四条の七の規定は、法第五十九条第一項において商法第二百九十五条第四項において準用する法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。〕

(削る)

〔追加発行の際の基金拠出申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用〕  
第五条の六 第四条の二の規定は、法第六十条第五項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。〕

2 第四条の三の規定は、法第六十条第五項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第

(削る)

- 四条の三中「発起人」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。
- 3| 委員会等設置相互会社についての前二項の規定の適用については、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(社債申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用)

- 第五条の七 第四条の二の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百一条第五項において準用する同法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは「取締役」と、「基金の拠出の申込みをしようとする者」とあるのは「社債応募者」と読み替えるものとする。

- 2| 第四条の三の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百一条第五項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の拠出の申込みをしようとする者」とあるのは「社債応募者」と、「基金拠出申込証」とあるのは「社債申込証」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

- 3| 委員会等設置相互会社についての前二項の規定の適用については、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(社債応募者又は社債権者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の準用)

- 第五条の八 第四条の十二の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百十八条第一項において準用する同法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の十二中「相互会社への入社申込みをした者又は社員」とあるのは、「社債応募者又は社債権者」と読み替えるものとする。

- 2| 第四条の七の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社債権者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「社債を発行した相互会社又は社債管理会社」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(社債権者集会における議決権の行使に係る電磁的方法)

第五条の九 相互会社の社債権者は、法第六十一条第二項において準用する商法第三百二十一条ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該社債権者集会の招集者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2] 前項の規定による承諾を得た相互会社の社債権者は、当該社債権者集会の招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該社債権者集会の招集者に対し、法第六十一条第二項において準用する商法第三百二十一条ノ三第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該社債権者集会の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社債権者集会の招集の通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

第五条の十 第四条の六の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百二十二条第三項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「発起人」とあるのは「社債権者集会の招集者」と、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「社債を発行した相互会社又は社債管理会社」と読み替えるものとする。

2] 第四条の七の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百三十四条第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社債権者集会の決議の執行者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

3] 第四条の六の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の六中「発起人」とあるのは「社債権者集会の招集者」と、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「社債権者」と読み替えるものとする。

(削る)

(相互会社の監査役について準用する会社法の規定の読替え)

第六条 法第五十三条の六第二項の規定において相互会社の監査役について会社法第三百三十六條第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十六條第四項(第二号に係る部分に限る。)	前三項	前項及び保険業法第五十三条の六第一項

(相互会社の会計参与等の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について準用する会社法の規定の読替え)

第六条の二 法第五十三条の十一の規定において相互会社の会計参与、監査役又は会計監査

4| 第四条の八の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の八中「社員になろうとする者」とあるのは「社債権者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「社債権者集会の召集者」と読み替えるものとする。

5| 第四条の七の規定は、法第六十一条第二項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社債権者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「社債権者集会の召集者」と読み替えるものとする。

(相互会社の社債発行に関する法令の適用)

第六条 法第六十一条第三項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件(大正十一年勅令第五百十九号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに企業担保法(昭和三十三年法律第六号)及び企業担保登記登録令(昭和三十三年政令第百八十七号)とし、同条第一項の規定により発行される社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所、社員若しくは事業は、それぞれ商法第二編第四章の規定に規定する株式会社又はその商号、本店、株主若しくは営業とみなす。この場合において、企業担保法第四条中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互保険会社登記簿」とする。

(新設)

人の選任若しくは解任又は辞任についての意見の陳述について会社法第三百四十五條第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十五條第五項	第三百四十條第一項	保険業法第五十三條の九第一項

(相互会社について準用する会社法の規定の読替え)

第七條 法第五十三條の十七の規定において相互会社の会計参与について会社法第三百七十四條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百七十四條第一項	第三百九十六條第一項	同法第五十三條の二十二第一項

第七條 法第六十六條の規定において相互会社について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(相互会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六條第一項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百二十四條ノ五第一項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第七項、第二百八十八條ノ八第三項、第二百八十八條ノ八第二項及び第二項、同法第五百三十三條第二項、第七十三條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ八第六項、第二百八十一條第二項、第二百九十一條ノ八第一項、第二百九十三條ノ八第一項及び第二百九十四條、有限会社法(昭和十三年	保険業法(平成七年法律第百五号)第二十一條第一項ニ於テ準用スル商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八條ノ規定、保険業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二十七條第一項ノ規定、保險業法第七十七條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第六十條第五項ニ於テ準用スル商法第三百七十八條ノ規定、保險業法第三十九條第二項、第四十六條第二項又ハ第五十條第二項(此等ノ規定ヲ同法第百八十三條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第三項ノ規定、保險業法第四十一條又ハ第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百四十六條第二項ノ規定、保險業法第五十一條第二項若クハ第

法律第七十四号) 第八條第一項但書、第十二條ノ第一項、第二十八條ノ第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及ビ第五十二條ノ三第一項並ニ株券等ノ保管及ビ振替ニ関スル法律(昭和五十九年法律第三十号) 第三十二條第八項

五十三條第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項、保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十一條第三項ニ於テ準用スル同法第二百五十八條第一項、保險業法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準用スル株式会社ノ監査等ニ関スル商法の特例ニ関スル法律(昭和四十九年法律第十二号以下商法特例法ト称ス) 第二十一條ノ九第六項若クハ第二十一條ノ十四第七項第五号ニ於テ準用スル保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項又ハ保險業法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一條ノ十五第三項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項ノ規定、保險業法第二百五十八條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十三條第七項又ハ保險業法第二百六十三條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十四條第六項ニ於テ準用スル同法第二百六十三條第七項ノ規定、保險業法第二百六十八條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十八條第八項又ハ保險業法第二百六十八條第九項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第六項ニ於テ準用スル同法第二百八十二條第三項ノ規定、保險業法第二百八十六條第四項ニ於テ準用スル商法第八十一條第一項ノ規定、保險業法第四十條第一項及ビ第四十七條第一項、同法第四十條第二項又ハ第四十七條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二項及ビ第三項並ニ保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第三項ノ規定、保險業法第五十一條第二項又ハ第六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ

	<p>会社（親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）</p>	<p>四第六項、保險業法第五十二條の三第二項ニ於テ準用スル商法特例法第二十一條の九第六項ニ於テ準用スル保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項、保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法特例法第十八條の三第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十條ノ四第六項又ハ保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十條ノ四第六項ノ規定並ニ保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四條ノ規定</p>
<p>第二百二十六條第二項</p>	<p>商法第一百一十一條第三項及ヒ其準用規定</p>	<p>保險業法第七十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百十五條第三項ニ於テ準用スル同法第一百一十一條第三項</p>
<p>第二百二十六條第五項</p>	<p>商法第五百二十七條第一項及ヒ第七百五十七條第一項</p>	<p>保險業法第二十一條第二項ニ於テ準用スル商法第五百二十七條第一項</p>
<p>第二百二十九條ノ二</p>	<p>商法第二百九十四條第一項</p>	<p>保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四條第一項</p>
	<p>委員会等設置会社</p>	<p>保險業法第五十二條の三第一項ニ規定スル委員会等設置相互会社（以下委員会等設置相互会社ト称ス）</p>

	<p>商法特例法</p>	<p>同条第二項ニ於テ準用スル商法特例法</p>
<p>第二百二十九条ノ三</p>	<p>商法第七十三条第一項、第八十一条第一項、第二百三十七条ノ二第一項、第二百四十六条第二項、第二百八十条ノ八第一項又ハ第二百九十四条第一項</p>	<p>保險業法第二十六条第四項ニ於テ準用スル商法第八十一条第一項、保險業法第四十条第一項若クハ第四十七条第一項、同法第四十一条若クハ第四十九条ニ於テ準用スル商法第二百四十六条第二項又ハ保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四条第一項</p>
<p>第三百十条</p>	<p>商法第二百三十七条ノ二又ハ第二百九十四条</p>	<p>保險業法第四十条第一項及ビ同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第一項、保險業法第四十七条第一項及ビ同条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七条ノ二第二項又ハ保險業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十四条</p>
<p>第三百十一条第一項</p>	<p>株主總會</p> <p>商法第五百三十三条第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法</p>	<p>社員總會（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）</p> <p>保險業法第三十九条第二項、第四十六条第二項又ハ第五十条第二項（此等ノ規定ヲ同法第八十三条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百十二条ノ二第一項</p>	<p>總會</p> <p>又ハ執行役</p> <p>商法第七十八條（同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及ビ第三百四十一条ノ十三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>社員總會又ハ総代会</p> <p>執行役又ハ清算人</p> <p>保險業法第二十三条第四項（同法第七十七条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第六十条第五項ニ於テ準用スル商法第七十八條</p>

<p>第百三十二条ノ四 第一項</p>	<p>商法第二百五十八條第二項 (同法第二百六十一條第三 項及ビ第二百八十一條第一 項並ニ商法特例法第二十一 條の九第六項、第二十一條の 四第七項第五号及ビ第二十 一條の十五第三項ニ於テ準 用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>保險業法第五十一條第二項若 クハ第五十三條第二項ニ於テ 準用スル商法第二百五十八條 第二項、保險業法第五十一條第 二項ニ於テ準用スル商法第二 百六十一條第三項ニ於テ準用 スル同法第二百五十八條第二 項、保險業法第五十二條の三第 二項ニ於テ準用スル商法特例 法第二十一條の九第六項若ク ハ第二十一條の十四第七項第 五号ニ於テ準用スル保險業法 第五十一條第二項ニ於テ準用 スル商法第二百五十八條第二 項又ハ保險業法第五十二條の 三第二項ニ於テ準用スル商法 特例法第二十一條の十五第三 項ニ於テ準用スル商法第二百 五十八條第二項</p>
<p>第百三十二条ノ五 第一項</p>	<p>委員會等設置会社  商法第七十條ノ二第一項但 書(同法第四百七十七條及ビ第 二百七十一條並ニ商法特例 法第二十一條の十四第七項 第二号ニ於テ準用スル場合 ヲ含ム)</p>	<p>委員會等設置相互会社  保險業法第五十一條第二項ニ 於テ準用スル商法第二百七十 一條ニ於テ準用スル同法第七 十條ノ二第一項但書又ハ保險 業法第五十二條の三第二項ニ 於テ準用スル商法特例法第二 十一條の十四第七項第二号ニ 於テ準用スル商法第七十條ノ 二第一項但書</p>
<p>第百三十二条ノ八 第一項</p>	<p>商法第二百六十條ノ四第六 項、第二百六十三條第七項 (同法第二百四十四條第六 項ニ於テ準用スル場合ヲ含 ム)、第二百八十二條第三項 (同法第四百二十條第六項 及ビ商法特例法第十五條ニ 於テ準用スル場合ヲ含ム)及 ビ第二百九十三條ノ八第一 項並ニ株券等の保管及び振 替に関する法律第三十二條 第八項</p>	<p>保險業法第五十一條第二項若 クハ第六條第八項ニ於テ準 用スル商法第二百六十條ノ四 第六項、保險業法第五十二條の 三第二項ニ於テ準用スル商法 特例法第二十一條の九第六項 ニ於テ準用スル保險業法第五 十一條第二項ニ於テ準用スル 商法第二百六十條ノ四第六項、 保險業法第五十九條第一項ニ 於テ準用スル商法特例法第十 八條の三第二項ニ於テ準用ス</p>

<p>第百三十二条ノ八第二項</p>	<p>(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)</p>	<p>ル商法第二百六十条ノ四第六項若クハ保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十条ノ四第六項ノ規定、保險業法第百六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百六十三條第七項若クハ保險業法第百六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百四十四條第六項ニ於テ準用スル同法第二百六十三條第七項ノ規定又ハ保險業法第百六條第八項ニ於テ準用スル商法第二百八十二條第三項若クハ保險業法第百六條第八項ニ於テ準用スル商法第四百二十條第六項ニ於テ準用スル同法第二百八十二條第三項</p>
<p>第百三十四條第一項、第百三十四條ノ三、第百三十四條ノ四及ヒ第百三十五條ノ二第一項</p>	<p>商法</p>	<p>保險業法第二十一條第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五條ノ二第一項において準用する第百二十九條ノ三</p>	<p>委員会等設置会社</p>	<p>委員会等設置相互会社</p>
<p>第百三十五條ノ四第一項及ヒ第百三十五條ノ五</p>	<p>商法</p>	<p>保險業法第二十一條第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五條ノ八</p>	<p>商法第百十一條第三項(同法第百四十七條及ヒ第百四十五條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及ビ第百七十四條ノ十三第五項(同法第三百七十四條ノ二十九第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>保險業法第百七十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百十五條第三項ニ於テ準用スル同法第百十一條第三項</p>
<p>第百三十五條ノ十</p>	<p>商法</p>	<p>保險業法第六十一條第二項ニ</p>

五	第百三十五條ノ十 六第一項	商法	第百三十五條ノ十 六第一項	商法	第百三十五條ノ十 六第一項	於テ準用スル商法	並ニ第百三十六條第一項	保險業法第五十六條ノ二第四 項ニ於テ準用スル商法第三百 七十六條第三項、保險業法第百 七十三條第一項ニ於テ準用ス ル商法第四百十六條第二項ニ 於テ準用スル同法第三百七十 六條第三項又ハ保險業法第八 十七條第二項ニ於テ準用スル 同法第七十條第五項ニ於テ準 用スル商法第三百七十六條第 三項
		同法	第百三十五條ノ十 七第一項	同法	第百三十五條ノ十 七第一項	於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法
八	第百三十五條ノ十 八	商法	第百三十五條ノ十 八	商法	第百三十五條ノ十 八	於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法
		同法	第百三十五條ノ十 八	同法	第百三十五條ノ十 八	於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法
第百三十五條ノ十 一	第百三十五條ノ十 九第一項及び第百 三十五條ノ第二十第 一項	商法	第百三十五條ノ十 九第一項及び第百 三十五條ノ第二十第 一項	商法	第百三十五條ノ十 九第一項及び第百 三十五條ノ第二十第 一項	於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法	保險業法第六十一條第二項ニ 於テ準用スル商法
		商法	第百三十五條ノ十 一	商法	第百三十五條ノ十 一	於テ準用スル商法	保險業法第五十六條ノ二第四 項ニ於テ準用スル商法第三百 七十六條第三項、保險業法第 七十七條第二項ニ於テ準用ス ル同法第七十條第五項ニ於テ準 用スル商法第三百七十六條第 二項及び第四百十六條第二十 二項ニ於テ準用スル場合ヲ含 ム	保險業法第五十六條ノ二第四 項ニ於テ準用スル商法第三百 七十六條第三項、保險業法第 七十七條第二項ニ於テ準用ス ル同法第七十條第五項ニ於テ準 用スル商法第三百七十六條第 二項及び第四百十六條第二十 二項ニ於テ準用スル場合ヲ含 ム

<p>第百三十五條ノ三十六、第百三十五條ノ三十七第一項、第百三十五條ノ三十八、第百三十五條ノ四十一第一項及び第百三十五條ノ四十七から第百三十五條ノ五十まで</p>	<p>商法</p>	<p>三項又ハ保險業法第七十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百十六條第二項ニ於テ準用スル同法第三百七十六條第三項</p>
<p>第百三十五條ノ五十三第一項</p>	<p>商法 同法</p>	<p>保險業法第五百一十一條ニ於テ準用スル商法 保險業法第五百一十一條ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五條ノ五十四第一項、第百三十五條ノ五十八第二項及び第百三十五條ノ五十九から第百三十五條ノ六十二まで</p>	<p>商法</p>	<p>保險業法第五百一十一條ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十七條ノ二 第百三十七條ノ二において準用する 第百三十二條ノ四 第一項</p>	<p>株式会社及ヒ有 限会社ノ清算人ニ 同条ノ規定ハ合 名会社及ビ合資 会社</p> <p>商法第二百五十八條第二項（同法第二百六十一條第三項及ビ第二百八十一條第一項並ニ商法特例法第二十一條の九第六項、第二十一條の十四第七項第五号及ビ第二十一條の十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>相互会社</p> <p>保險業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル商法第四百三十條第二項ニ於テ準用スル同法第二百六十一條第三項ニ於テ準用スル同法第二百五十八條第二項</p>
<p>第百三十七條ノ二 において準用する</p>	<p>監査役（会社成立後ノ委員會等設置会社ニ在リテハ執行</p>	<p>監査役</p>





第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ三十八第二項	商法	保険業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百三十三條ニ於テ準用スル同法
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ三十八第二項	商法	保険業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百五十四條第二項ニ於テ準用スル同法
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ四十一第一項	商法第百八十六条第一項第三号	保険業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百五十二條第一項
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ四十八	商法第百八十六条第一項第六号	保険業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百五十四條第一項第三号
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ四十九	商法第百八十六条第一項第七号	保険業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百五十四條第一項第四号
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ五十	商法第百八十六条第一項第八号	保険業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百五十四條第一項第五号
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ五十八第一項	第百三十五條ノ三十八	保険業法第六十六条ニ於テ準用スル第百三十八條ノ十五ニ於テ準用スル第百三十五條ノ三十八第二項
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ五十九	商法第四百二條	保険業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百五十五條
第百三十八条ノ十五において準用する第百三十五条ノ六十	第百三十五條ノ五十八第二項 商法第四百二條	第百三十五條ノ五十八第二項 本文 保險業法第百八十四条ニ於テ準用スル商法第四百五十五條

(相互会社の監査役について準用する会社法の規定の読替え)

第七條の二 法第五十三條の二十の規定において相互会社の監査役について会社法第三百八十三條第一項及び第三百八十八條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十三條第一項	同條第二項	同法第五十三條の十六において準用する第三百七十三條第二項
第三百八十八條	監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)	監査役設置会社

(相互会社の役員等の損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え)

第七條の三 法第五十三條の三十六の規定において相互会社の役員等の損害賠償責任について会社法第四百二十五條第一項(第二号を除く。)及び第四百二十八條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十五條第	前條	保険業法第五十三條の三十四

(新設)

第三百三十九條第四号	若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人	又ハ清算人
第三百三十九條第六号	株主總會又ハ有限会社ノ社員總會	創立總會又ハ社員總會若クハ總會
第三百三十九條第七号	株式会社ノ新株發行又ハ資本減少	相互会社ノ保險業法第六十條第一項ノ基金ノ募集又ハ同法第五十六條の二第一項ノ基金償却積立金ノ取崩

(新設)

一項（第二号を除く。）		
第四百二十八条第一項	第三百五十六条第一項第二号（第四百十九条第二項	保険業法第五十三条の十五において準用する第三百五十六条第一項第二号（同法第五十三条の三十二において準用する第四百十九条第二項前段

（相互会社における責任を追及する訴え等について準用する会社法の規定の読替え）

第七條の四 法第五十三條の三七七の規定において相互会社における責任を追及する訴えについて会社法第八百五十條第四項並びに第八百五十一條第一項（第一号を除く。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十條第四項	第五十五條、第二百十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	保険業法第三十條の十四において準用する第五十五條並びに同法第五十三條の三十四（同法第八十條の十一第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五條の三第三項（同項ただし書に規定する各号に定める額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）
第八百五十一條第一項第二号	若しくはその完全親会社の株式を取得したとき	の社員となつたとき
第八百五十一條第三項	株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社	相互会社又は合併後存続する相互会社

2| 法第五十三條の三七七の規定において相互会社の役員解任の訴えについて会社法第八百五十四條第一項（第一号イ及び第二号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十四条第一項(第一号イ及び第二号を除く。)	第三百二十九条第一項 株主は 株主を 役員である株主	保険業法第五十二条第一項 社員又は総代は 社員又は総代を 役員である社員又は総代

(連結計算書類について準用する法の規定の読替え)

第八条 法第五十四条の十第六項の規定において連結計算書類について法第五十四条の五及び第五十四条の六第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十四条の五	前条第三項	第五十四条の十第五項
第五十四条の六第一項	第五十四条の四第三項	第五十四条の十第五項

(基金償却積立金の取崩しについて準用する法の規定の読替え)

第八条の二 法第五十七条第四項の規定において同条第一項の基金償却積立金の取崩しについて法第十六条第一項(ただし書を除く。)及び第二項、第十七条第一項(ただし書を除く。)、第二項及び第四項、第十七条の二第四項並びに第十七条の四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条第一項(ただし書を除く。)	各営業所	各事務所

(保険金請求権等の範囲)

第八条 法第七十条第二項において準用する法第十七条第四項、第五項及び第七項に規定する保険金請求権等は、法第七十条第一項の公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(新設)

第十六条第二項	株式会社	相互会社
	株主	社員
	営業時間	事業時間
第十七条第一項 (ただし書を除く)、第二項及び第四項	株式会社	相互会社
	前条(資本金の額の減少にあつては、同条及び前項)	前条
	前条(資本金の額の減少にあつては、同条及び前項)	前条
第十七条の二第四項	株式会社	相互会社
	株式会社	相互会社
	各営業所	各事務所
第十七条の四第二項	株式会社	相互会社
	株主	社員
	営業時間	事業時間

(保険金請求権等の範囲)

第八条の三 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第六項の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に於いて既に生じているものに限るものとする。

(相互会社が社債を発行する場合について準用する会社法の規定の読替え)

第九條 法第六十一条の五の規定において相互会社が社債を発行する場合について会社法第六百九十七條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。	読み替えられる会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---	---------------	-----------	---------

(新設)

(異議の催告をすることを要しない債権者)

- 第九條 法第七十條第三項(法第八十七條第一項、第六十六條第三項及び第七十三條の四第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次に掲げる債権者とする。
- 一 保険契約に係る権利を有する者
  - 二 保険金信託業務(法第九十九條第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。)に係る金銭信託の受益者

第六百九十七條第一項第一号	商号	名称
---------------	----	----

〔社債管理者について準用する会社法の規定の読替え〕

第九條の二 法第六十一條の七第八項の規定において社債管理者について会社法第七百九條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九條第二項	第七百五條第一項	保険業法第六十一條の七第一項

三 其他保険会社の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるもの

〔保険契約者総会の招集の通知等に係る電磁的方法の規定の準用〕

第九條の二 第四條の六の規定は、法第七十三條第三項において商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の六中「相互会社の発起人」とあるのは「保険契約者総会を招集する者」と、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「保険契約者」と読み替えるものとする。

2| 第四條の七の規定は、法第七十三條第三項において商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の七中「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「株式会社」の「株式会社」と読み替えるものとする。

3| 第四條の八の規定は、法第七十三條第三項において商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の八中「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「株式会社」の「株式会社」と読み替えるものとする。

4| 第四條の九の規定は、法第七十三條第三項において商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十九條ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の九中「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「保険契約者」と読み替えるものとする。

5| 第四條の十の規定は、法第七十三條第三項において商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十九條ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の十中「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「株式会社の保険契約者」と、「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

（相互会社が社債を発行する場合について準用する会社法の規定の読替え）

第九條の三 法第六十一條の八第二項の規定において相互会社が社債を発行する場合について会社法第七百十六條、第七百二十四條第二項、第七百二十九條第一項、第七百三十三條、第七百四十條第二項及び第七百四十一條第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十六條	この法律	保険業法
第七百二十四條第二項第一号	第七百十六條第一項各号	保険業法第六十一條の七第四項各号
第七百二十四條第二項第二号	第七百十六條第一項、第七百三十三條第一項、第七百三十七條第一項ただし書及び第七百三十八條	第七百三十六條第一項、第七百三十七條第一項ただし書及び第七百三十八條並びに保険業法第六十一條の七第四項
第七百二十九條第一項	第七百七條	保険業法第六十一條の七第八項において準用する第七百七條
第七百三十三條第一号	第六百七十六條	保険業法第六十一條
第七百四十條第二項	第七百二條	保険業法第六十一條の六
第七百四十一條第三項	第七百五條第一項	保険業法第六十一條の七第一項

（保険契約者総会等について準用する商法の規定の読替え）

第九條の三 法第七十三條第三項（法第七十六條第五項において準用する場合を含む。）の規定において保険契約者総会又は保険契約者総代会について商法第八十條第三項の規定を準用する場合における同項において準用する同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七條ノ三	取締役及監査役	取締役及監査役（株式会社の場合に於ける法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一條の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社（以下委員会等設置会社ト称ス）ニ在リテハ取締役及執行役）
第二百三十九條第六項並びに第二百三十九條ノ二第八項及び第二百三十九條ノ三第七項において準用する第二百三十九條第六項	取締役	取締役（委員会等設置会社ニ在リテハ執行役）
第二百四十四條第三項	及出席シタル取締役	並ニ出席シタル取締役及執行役
第二百四十四條第五項	取締役	取締役（委員会等設置会社ニ在リテハ執行役）
第二百四十四條第六項	前項ニ掲グルモノニ、同條第七項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ）	前項ニ掲グルモノ
第二百四十七條第一項及び第二百四十九條第一項	取締役	取締役、執行役

〔相互会社の社債発行に関する法令の適用〕

第九條の四 法第六十一條の九に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件（大正十一年勅令第五百十九号）、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）並びに企業担保法（昭和三十三年法律第六号）及び企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）とし、法第六十一條に規定する社債に係るこれらの法令の規定の適用については、相互会社又はその名称、主たる事務所若しくは社員は、それぞれ会社法第二編の規定に規定する株式会社又はその商号、本店若しくは株主とみなす。この場合において、企業担保法第四條第一項中「株式会社登記簿」とあるのは、「相互会社登記簿」とする。

〔相互会社について準用する会社法の規定の読替え〕

第十條 法第六十四條第三項の規定において相互会社について会社法第九十六條（第一号に係る部分に限る。）並びに第九百三十條第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百十六條第一号	第九百十一條第三項各号	保険業法第六十四條第二項各号
第九百三十條第一項第二号	第九百二十二條第一項各号又は第二項各号	保険業法第六十九條の五第二項各号
第九百三十條第二項第一号	商号	名称

〔相互会社に関する登記について準用する会社法等の規定の読替え〕

〔新設〕

〔保険金請求権等の範囲〕

第十條 法第七十六條第四項において準用する法第十七條第四項に規定する保険金請求権等は、法第七十六條第三項の公告の時に於いて既に生じているものに限るものとする。

〔保険契約者総代会における代理権を証する書面の差出等に係る電磁的方法の規定の準用〕

第十条の二 法第六十七條の規定において相互会社に関する登記について会社法第九百八条第一項、第九百九条及び第九百十條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百八条第一項、第九百九条及び第九百十条	この法律	保険業法

2 法第六十七條の規定において相互会社に関する登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一條の三	営業所	事務所
第十二條第一項	会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
第十五條において準用する第十七條第三項	支店	従たる事務所
第十五條において準用する第二十四條第一号	営業所	事務所
第十五條において準用する第二十四條第十三号から第十五号まで	商号	名称
第十五條において準用する第四十八條第二項	会社法第九百三十條第二項各号	保険業法第六十四條第三項において準用する会社法第九百三十條第二項各号
第十五條において準用する第七十八條第三項	第二十四條各号	第二十四條各号（保険業法第六十七條において準用する場合を含む。）

第十条の二 第四條の八の規定は、法第七十六條第五項において法第四十四條第四項において準用する商法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の八中「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「保険契約者総代会の総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

2 第四條の六の規定は、法第七十六條第五項において法第七十三條第三項において準用する商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十二條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の六中「相互会社の発起人」とあるのは「保険契約者総代会を招集する者」と、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「保険契約者総代会の総代」と読み替えるものとする。

3 第四條の七の規定は、法第七十六條第五項において法第七十三條第三項において準用する商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十七條ノ三第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の七中「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「保険契約者総代会の総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

4 第四條の九の規定は、法第七十六條第五項において法第七十三條第三項において準用する商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十九條ノ三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の九中「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と、「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「保険契約者総代会の総代」と読み替えるものとする。

5 第四條の十の規定は、法第七十六條第五項において法第七十三條第三項において準用する商法第八十條第三項において準用する同法第二百三十九條ノ三第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の十中「相互会社の社員になろうとする者」とあるのは「保険契約者総代会の総代」と、「相互会社の発起人」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

第十五条において 準用する第八十二 条第二項	本店	本店又は主たる事務所
	前項	保険業法第七十条第三項にお いて準用する前項
第十五条において 準用する第八十二 条第三項	本店	本店又は主たる事務所
	第八十条又は前条	保険業法第七十条第三項にお いて準用する第八十条又は前条
第十五条において 準用する第八十三 条第一項	本店	本店又は主たる事務所
	第二十四条各号	第二十四条各号（保険業法第六 十七条において準用する場合を 含む）
第十五条において 準用する第八十三 条第二項	本店	本店又は主たる事務所
	本店	
第十七条第二項第 一号	商号	名称
	本店	主たる事務所
第十七条第三項及 び第二十条第三項	支店	従たる事務所
	商号	名称
第二十一条第一項	商号	名称
	営業所	事務所
第二十四条第一号	商号	名称
	営業所	事務所
第二十四条第十三 号から第十五号ま で	商号	名称
	本店	主たる事務所
第二十五条第三項	本店	主たる事務所
	商法第十七条第二項前段及 び会社法第二十二条第二項 前段	保険業法第二十一条第一項にお いて準用する会社法第二十二 条第二項前段
第三十一条第一項	商号	名称
	営業所（会社にあつては、本 店。以下この条において同 じ。）	主たる事務所
第三十三条第一項	商号	名称
	営業所（会社にあつては、本 店。以下この条において同 じ。）	主たる事務所



第十条の三 法第六十七条の二の規定において相互会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第一項及び第九百四十六条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項第一号	この法律	保険業法
第九百四十六条第三項	商号	名称

(保険金請求権等の範囲)

第十一条 法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(組織変更をする株式会社が新株予約権を発行している場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十一条の二 法第七十一条の規定において組織変更をする株式会社が新株予約権を発行している場合について会社法第七百七十七条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百七十七条第三項	効力発生日	効力発生日(保険業法第六十九条第四項第五号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。)

第十条の三 第四条の二の規定は、法第七十七条第三項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社の取締役」と読み替えるものとする。

2| 第四条の三の規定は、法第七十七条第三項において法第二十三条第四項において準用する商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「相互会社の発起人」とあるのは、「株式会社の取締役」と読み替えるものとする。

3| 商法特例法第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社についての前二項の規定の適用については、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

(保険金請求権等の範囲)

第十一条 法第八十七条第二項において準用する法第七十条第二項において準用する法第七十条第四項、第五項及び第七項に規定する保険金請求権等は、法第八十七条第一項の公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(新設)

(保険契約者総会等について準用する会社法の規定の読替え)

第十一条の三 法第七十四条第三項の規定において保険契約者総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十八条第一項	二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間(当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。)	二週間
第七十条並びに第七十一条第一項及び第二項	創立総会参考書類	保険契約者総会参考書類
第七十四条第六項	株式会社の成立後にあつては、当該株式会社	組織変更後にあつては、組織変更後相互会社(保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。)
第七十四条第七項	が定めた場所(株式会社の成立後にあつては、その株式会社の成立後にあつては、その	の本店(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の
第七十五条第三項及び第七十六条第四項	が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間	の営業時間(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の営業時間
第七十五条第四項	が定めた場所	の本店
第七十五条第四項	が定めた時間	の営業時間

(新設)



(保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え)

第十一條の四 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四條の二第一項並びに第七十四條第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十四條の二第一項	定款	第七十七條第一項の決議
第七十四條第一項	保険契約者は	総代は
第七十四條第二項	保険契約者の	総代の
第七十四條第三項	これらの規定	これらの規定(同法第七十五條第三項及び第四項、第七十六條第五項、第七十八條並びに第八十一條第三項を除く。)
第七十四條第六項	保険契約者	総代

2| 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四條の二第三項前段の規定を準用する場合における同項前段において準用する会社法第三百十條第三項、第四項、第六項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十條第三項及び第四項	株主	総代
第三百十條第六項	株式会社	組織変更をする株式会社
	株式会社	組織変更をする株式会社(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社(保険業法第六十九條第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。))
	本店	本店(組織変更後にあつては、

(新設)





第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)		立時取締役若しくは設立時 監査役	
本店	第九百三十条第一項各号	主たる事務所	
支店		従たる事務所	
		保険業法第六十四条第三項において準用する第九百三十条第二項各号	

(組織変更後相互会社の基金の募集について準用する法の規定の読替え)

第十一条の五 法第七十八条第三項の規定において同条第一項の募集について法第三十条並びに第三十条の三第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十条	の規定	の規定並びに第七十八条第三項において準用する前条の規定
第三十条の三第一項	遅滞なく、第二十八条第一項第三号	第七十八条第二項第三号に掲げる期日までに、同項第四号
第三十条の三第五項	同項に規定する	同条第二項第三号に掲げる

(株式会社が組織変更をしたときの登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十一条の六 法第八十四条第三項の規定において同条第一項の場合について商業登記法第七十八条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十八条第三項	第二十四条各号	第二十四条各号(保険業法第六

(新設)

(新設)

	十七条において準用する場合を含む。
--	-------------------

(組織変更の無効の訴え等について準用する会社法の規定の読替え)

第十一條の七 法第八十四條の二第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六條第一項	会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるもの	組織変更の無効の訴え
	株主又は設立時株主に対し	株主であつた者又は社員に対し
	株主が取締役、監査役、執行役員若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	株主であつた者又は社員が取締役、監査役、執行役員又は清算人
第九百三十七條第三項(第一号に係る部分に限る。)	本店	主たる事務所及び本店

2) 法第八十四條の二第四項の規定において法第七十八條第一項の基金の募集を伴う組織変更の無効判決について会社法第八百四十條第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十條第一項前段	に対し	(当該基金に係る債権者である社員をいう)その他の当該基金に係る債権者に対し

(新設)

第八百四十条第二項	株主	債権者
-----------	----	-----

（保険金請求権等の範囲）

第十二条 法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第八十八条第二項の規定による公告の時に於いて既に生じているものに限るものとする。

（組織変更計画に現物出資に関する事項を定めた場合について準用する会社法の規定の読み替え）

第十二条の二 法第九十六条の四の規定において法第九十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について会社法第二百七条第八項及び第二百十三条第一項（第一号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七条第八項	申込み又は第二百五条の契約	申込み
第二百十三条第一項第二号	株主総会	社員総会（総代会を設けているときは、総代会）

（株式の割当てに代わる金銭の交付）

第十二条 相互会社の社員が法第八十九条第一項（法第六十四条第三項（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第九十二条の六第一項（法第九十二条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により株式の割当てを受けたならば他の法令に違反することとなる場合には、当該社員は、法第八十九条第一項又は第九十二条の六第一項の規定にかかわらず、法第八十九条第一項又は第九十二条の六第一項の株式の割当てに代えて、法第八十九条第二項（法第九十二条の六第二項（法第九十二条の八第二項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）に規定する社員の寄与分に応じた額の金銭の交付を受けるものとする。

（組織変更の際の株式申込証の用紙の交付等に係る電磁的方法等の規定の準用）

第十二条の二 第四条の二の規定は、法第九十二条の二第二項において商法第七十五条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二中「発起人」とあるのは「取締役」と、「基金の抛出の申込みをしようとする者」とあるのは「株式申込人」と読み替えるものとする。

2| 第四条の三の規定は、法第九十二条の二第二項において商法第七十五条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の三中「基金の抛出の申込みをしようとする者」とあるのは「株式申込人」と、「基金抛出申込証」とあるのは「株式申込証」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

3| 委員会等設置相互会社についての前二項の規定の適用については、前二項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

（組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え）

第十二条の三 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社について会社法第七百九十一条第一項（第一号を除く。）及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百九十一条第一項（第一号を除く。）	効力発生日	効力発生日（保険業法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
第七百九十一条第四項	株式交換完全子会社の株主又は新株予約権者	組織変更株式交換を伴う組織変更をする相互会社の社員

2) 法第九十六条の五第三項の規定において組織変更株式交換完全親会社について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条第二項（各号を除く。）	前項の規定にかかわらず、次に掲げる	第七百九十五条第一項の
第三百二十四条第二項（各号を除く。）	前項の規定にかかわらず、次に掲げる	第七百九十五条第四項の
第七百九十四条第三項	株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合（第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。）	組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式又は金銭が組織変更株式交換完全親会社の株式のみである場合
第七百九十五条第二項第三号	株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等（株式交換完全親株式会社の株	組織変更をする相互会社の社員に対して交付する金銭の額

（組織変更計画書に現物出資に関する事項を記載した場合について準用する商法の規定の読替え）

第十二条の三 法第九十二条の二第四項の規定において組織変更計画書に現物出資に関する事項を記載した場合について商法第七十三条第三項第三号の規定を準用する場合においては、同号中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。



	六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。）	
--	-------------------------	--

（組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社等について準用する会社法の規定の読替え）

第十二条の四 法第九十六条の九第四項の規定において組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社について会社法第八十一条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十一条第四項	株式移転設立完全親会社の成立の日に株式移転完全子会社の株主又は新株予約権者	組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日に組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社の社員

2) 法第九十六条の九第四項の規定において同条第一項第九号の株式会社について会社法第九十六条第二項（各号を除く。）、第八十六条第三項、第八十八条第三項（第一号及び第二号を除く。）及び第八十九条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条第二項（各号を除く。）	前項の規定にかかわらず、次に掲げる	第八百四条第一項の
第八百六条第三項	他の新設合併消滅会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社（以下この節において「消滅会社等」という。）及び設立会社の商号	組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社、他の保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転設立完全親会社の商号又は名称
第八百八条第三項（第一号及び第二号を除く。）及び第八百十条第二項第八百十条第二項第	他の消滅会社等及び設立会社の商号	組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社、他の保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移

（新設）

二号	転設立完全親会社の商号又は名称
----	-----------------

（組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について準用する商業登記法等の規定の読替え）

第十二条の五 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について商業登記法第八十九条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十九条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文
	同条第四項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項
第八十九条第三号	会社法第七百九十九条第二項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十九条第二項

2) 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式交換をする場合について会社法第九十二条（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百二十五条（第二号及び第四号を除く。）	株式会社が株式移転をする	組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が組織変更株式移転をする
第九百二十五条第	第八百四条第一項の株主総	保険業法第九十六条の九第四項

（新設）

第九百二十五条第三号	第九百二十五条第五号	第九百二十五条第六号	会	<p>一において準用する第八百四条第一項の株主総会又は同法第八十六条第一項の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）</p> <p>保険業法第九十六条の九第四項において準用する第八百六条第三項</p> <p>保険業法第八十八条の規定による手続が終了した日又は同法第九十六条の九第四項において準用する第八百十号（第一項第一号及び第二号を除く。）</p> <p>二以上の組織変更をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社が共同して組織変更株式移転</p> <p>二以上の組織変更株式移転をする相互会社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社</p>
第八百六条第三項	第八百十号	二以上の株式会社が共同して株式移転	<p>二以上の株式会社が共同して株式移転をする株式会社</p>	

3) 法第九十六条の十四第二項の規定において組織変更をする相互会社が組織変更株式移転をする場合について商業登記法第九十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九十条第五号	第九十条第六号	読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
株式移転完全子会社（以下「株式移転完全子会社」という。）	株式移転完全子会社の本店	株式移転をする株式会社（以下「株式移転完全子会社」という。）	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	組織変更株式移転をする相互会社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の主たる事務所又は本店
株式移転完全子会社	株式移転完全子会社	株式移転完全子会社	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社	組織変更株式移転をする相互会社又は同法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の主たる事務所又は本店
会社法第八百四条第一項及	会社法第八百四条第一項及	会社法第八百四条第一項及	同法第八十六条第一項又は同法	同法第八十六条第一項又は同法

第九十条第七号	株式移転完全子会社	第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百四条第一項及び第三項
	会社法第八十条第二項	組織変更株式移転をする相互会社又は保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
第九十条第八号及び第九号	株式移転完全子会社	同法第八十八条第二項の規定による公告又は同法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項 保険業法第九十六条の九第一項第九号の株式会社

(相互会社が組織変更をしたときの登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十二条の六 法第九十六条の十四第六項の規定において同条第一項の場合について商業登記法第七十六条及び第七十八条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十六条	商号	名称
第七十八条第三項	第二十四条各号	第二十四条各号(保険業法第六十七條において準用する場合を含む。)

(相互会社から株式会社への組織変更について準用する法の規定の読替え)

第十二条の七 法第九十六条の十五の規定において相互会社から株式会社への組織変更について法第八十二条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

(新設)

(新設)

第八十二条第二項	事務所	営業所
第八十二条第三項	保険契約者 事業時間	株主及び保険契約者 営業時間

〔組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え〕

第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項並びに第九百三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百三十七條第四項	第九百三十七條第三項（第一号に係る部分に限る。）	本店	本店及び主たる事務所	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
				第八百三十六條第一項	組織変更の無効の訴え
支店	第九百三十條第二項各号	本店及び主たる事務所	第九百三十條第二項各号（保険業法第六十四條第三項において準用する場合を含む。）	会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるもの	社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主に対し
				株主又は設立時株主に対し	社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主が取締役、監査役、執行役員又は清算人であるとき
				株主が取締役、監査役、執行役員若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるとき	社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主が取締役、監査役、執行役員又は清算人であるとき

（新設）

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。

一 会社法、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)及びその他の法令で社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。)の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託(以下この号において「社債募集等の委託」という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行(相互会社にあつては、社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行)とみなす。

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、保険会社を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる銀行とみなす。この場合において、同法第六条中「銀行事業」とあるのは、「保険会社ノ業務」とする。

### 三 (略)

(営業保証金に代わる契約の内容)

第十三条の三 保険金信託業務(法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。)を行う生命保険会社等(保険金信託業務を行う生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第二百四十条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなされる法第二百九十九条第四項の免許を受けた者の引受社員を含む。))をいう。以下同じ。は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適

(社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用)

第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、第一号及び第二号に規定する法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社の商号、本店又は営業とみなす。

一 商法、地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)及びその他の法令で社債等(地方債又は社債その他の債券をいう。以下この号において同じ。)の募集若しくは管理の委託又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託(以下この号において「社債募集等の委託」という。)に関して規定するものの社債募集等の委託に係る規定の適用については、保険会社を社債募集等の委託を受けることができる銀行(相互会社にあつては、社債募集等の委託を受けることができる会社又は銀行)とみなす。

二 担保付社債信託法の規定(他の法令において準用する場合を含む。)の適用については、保険会社を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる銀行とみなす。この場合において、同法第六条中「銀行事業」とあるのは、「保険会社ノ業務」とする。

### 三 (略)

(営業保証金に代わる契約の内容)

第十三条の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等(保険金信託業務を行う生命保険会社又は外国生命保険会社等(法第二百四十条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなされる法第二百九十九条第四項の免許を受けた者の引受社員を含む。))をいう。以下同じ。は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

合するものとしなければならない。

一〇三 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の六 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

二〇三 (略)

(相互会社について準用する会社法等の規定の読替え)

第十六条の二 法第一百五十八条の規定において相互会社について会社法第九百二十六条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百二十六条	第四百七十一条第一号から第三号まで又は第六百四十一条第一号から第四号まで	保険業法第五十二条第二項において準用する第四百七十一条第三号
	本店	主たる事務所

2| 法第一百五十八条の規定において相互会社について商業登記法第七十一条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十一条第三項	清算株式会社	清算相互会社
	同法第四百八十三条第四項	同法第八十条の九第四項

一〇三 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の六 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法による承諾を得なければならない。

二〇三 (略)

(解散の決議に係る事項を会議の目的とする社員総会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第十六条の二 第四条の七の規定は、法第五十七条第五項において商法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

〔株式会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併について準用する法の規定の読替え〕

第十七条 法第六十四條第三項の規定において同条第一項の吸収合併について法第九十條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十條第三項	組織変更をする相互会社	吸収合併消滅相互会社

〔株式会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併等について準用する法の規定の読替え〕

第十七條の二 法第六十五條第五項の規定において同条第一項の新設合併について法第九十條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十條第三項	組織変更をする相互会社	新設合併消滅相互会社

2) 法第六十五條第五項の規定において新設合併消滅相互会社について法第六十二條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二條第三項	「吸収合併」	「新設合併」

〔保険金請求権等の範囲〕

第十七条 法第六十六條第二項において準用する法第十七條第四項、第五項及び第七項に規定する保険金請求権等は、法第六十六條第一項の公告の時に既に生じているものに限りとする。

〔相互会社の合併の手續について準用する商法の規定の読替え〕

第十七條の二 法第七十三條第一項の規定において相互会社について商法第五十六條第三項の規定を準用する場合には、同項中「又ハ取締役」とあるのは、「取締役又ハ執行役」と読み替えるものとする。

(消滅株式会社に対する株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の三 法第六十五條の五第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五條第五項及び第七項並びに第七百八十六條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五條第五項	効力発生日	効力発生日(保険業法第六十五條の二第一項に規定する効力発生日をいう。以下同じ。)
第七百八十五條第七項	吸収合併等	吸収合併又は新設合併
第七百八十六條第一項	吸収合併存続会社	吸収合併存続相互会社、新設合併をする場合における新設合併設立会社の成立の日後にあつては新設合併設立会社

(新設)

(消滅株式会社に対する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十七條の四 法第六十五條の六第二項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十七條第五項及び第七項並びに第七百八十八條第一項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七條第五項	効力発生日	効力発生日(保険業法第六十五條の二第一項に規定する効力発生日をいう。以下同じ。)
第七百八十七條第七項	吸収合併等	吸収合併又は新設合併
第七百八十八條第一項	吸収合併存続会社	吸収合併存続相互会社、新設合併をする場合における新設合併設立会社の成立の日後にあつては新設合併設立会社

(新設)

第七百八十八条第五項	次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める時	効力発生日
------------	-------------------------------	-------

(消滅株式会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

第十七条の五 法第百六十五条の七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第七十条第四項及び第七項から第九項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条第四項	当該組織変更	当該消滅株式会社に係る吸収合併又は新設合併
第七十条第七項	第六十九条第一項	第百六十五条の三第一項
第七十条第八項及び第九項	前各項	第四項から前項まで及び第百六十五条の七第一項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の六 法第百六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の時において既に生じているものに限るものとする。

(吸収合併存続株式会社について準用する法の規定の読替え)

第十七条の七 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の四第一項及び第百六十五条の七第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

(新設)

(新設)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百六十五条の四第一項	吸収合併存続相互会社又は合併により設立する保険業を営む株式会社若しくは相互会社（以下この節において「新設合併設立会社」という。）の商号又は	吸収合併消滅相互会社の
第百六十五条の七第二項第二号	吸収合併存続相互会社又は他の新設合併消滅会社（新設合併消滅株式会社及び新設合併消滅相互会社をいう。第百六十五条の十七第二項において同じ。）及び新設合併設立会社の商号又は	吸収合併消滅相互会社の

2| 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の五第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十五条第五項	効力発生日	効力発生日（保険業法第百六十五条の二第一項に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
第七百八十五条第七項	吸収合併等	吸収合併

3| 法第百六十五条の十二の規定において吸収合併存続株式会社について法第百六十五条の七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第七十条第四項及び第七項から第九項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十条第四項	当該組織変更	当該吸収合併存続株式会社に係る吸収合併

第七十条第七項	第六十九条第一項	第七十条第十一項
第七十条第八項	前各項	第四項、第五項及び前項並びに 第六十五条の七第一項から第 三項まで
第七十条第九項	組織変更 前各項	吸収合併 第四項、第五項、第七項及び前 項並びに第六十五条の七第一 項から第三項まで

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の八 法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第四項において準用する法第七十条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第六十五条の十二において準用する法第六十五条の七第二項の規定による公告の時において既に生じているものに限るものとする。

(新設合併設立株式会社について準用する法の規定の読替え)

第十七条の九 法第六十五条の十四第三項の規定において新設合併設立株式会社について法第六十五条の十三第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十五条の十三第一項	吸収合併により 吸収合併消滅相互会社	新設合併により 新設合併消滅相互会社又は新設 合併消滅株式会社
	吸収合併に関する	新設合併に関する

(消滅相互会社に係る債権者の異議について準用する法の規定の読替え)

(新設)

(新設)

第十七条の十 法第六十五条の十七第四項の規定において同条第一項の規定による債権者の異議について法第八十八条第四項、第七項、第八項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条第四項	当該組織変更	当該消滅相互会社に係る吸収合併又は新設合併
第八十八条第七項	第八十六条第一項	第六百六十五条の十六第一項
第八十八条第八項	前各項	第四項から前項まで及び第六百六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第十項	前各項	第四項から第八項まで及び第六百六十五条の十七第一項から第三項まで

(新設)

第十七条の十一 法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第六十五条の十七第二項の規定による公告の時に、において既に生じているものに限るものとする。

(新設)

(保険金請求権等の範囲)

(吸収合併存続相互会社について準用する法の規定の読替え)

第十七条の十二 法第六十五条の二十の規定において吸収合併存続相互会社について法第六百六十五条の十七第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六百六十五条の十七第二項第二号	吸収合併存続会社(吸収合併存続相互会社及び吸収合併存続株式会社をいう。以	吸収合併消滅株式会社又は吸収合併消滅相互会社

下この節において同じ。）又は他の新設合併消滅会社及び新設合併設立会社

2) 法第百六十五条の二十の規定において吸収合併存続相互会社について法第百六十五条の十七第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第八十八条第四項、第七項、第八項及び第十項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十八条第四項	当該組織変更	当該吸収合併存続相互会社に係る吸収合併
第八十八条第七項	第八十六条第一項	第百六十五条の十六第一項
第八十八条第八項	前各項	第四項、第五項及び前項並びに第百六十五条の十七第一項から第三項まで
第八十八条第十項	前各項	第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第百六十五条の十七第一項から第三項まで
	組織変更	吸収合併

〔保険金請求権等の範囲〕

第十七条の十三 法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。

〔新設合併設立相互会社について準用する法の規定の読替え〕

第十七条の十四 法第百六十五条の二十二第三項の規定において新設合併設立相互会社について法第百六十五条の二十一第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的

（新設）

（新設）

読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百六十五条の二十 一第一項	吸収合併により 吸収合併消滅相互会社又は 吸収合併消滅株式会社 吸収合併に関する	新設合併により 新設合併消滅相互会社又は新設 合併消滅株式会社 新設合併に関する

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十五 法第百六十五条の二十四第五項、第七項及び第八項の保険金請求権等は、  
同条第二項の規定による公告の時において既に生じているものに限るものとする。

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登  
記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと  
する。

読み替える商業登 記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十九条	吸収合併により消滅する会 社 新設合併により消滅する会 社 商号及び本店	保険業法第百六十九条第一項に 規定する吸収合併消滅会社 同法第百六十五条第一項第一号 に規定する新設合併消滅会社 商号又は名称及び本店又は主た る事務所
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一 項本文又は第三項本文 同条第四項	保険業法第百六十五条の十一第 一項本文 同条第二項

(新設)

(新設)

<p>第八十条第三号</p>	<p>会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議</p>	<p>保険業法第六十五条の十二において準用する同法第六十五条の七第一項又は同法第六十五条の二十において準用する同法第六十五条の十七第一項の異議</p>
<p>第八十条第五号</p>	<p>本店</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>
<p>第八十条第六号</p>	<p>会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）</p>	<p>保険業法第六十五条の三第一項及び第五項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面</p>
<p>第八十条第七号</p>	<p>持分会社 総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）</p>	<p>相互会社 保険業法第六十五条の十六第一項の規定による吸収合併契約の承認</p>
<p>第八十条第八号</p>	<p>会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議</p>	<p>保険業法第六十五条の七第一項又は第六十五条の十七第一項の異議</p>

第八十一条第三号	第十二号まで	第十二号まで又は保険業法第六十五号第八号、第九号及び第十号から第十三号まで
第八十一条第五号	本店	本店又は主たる事務所
第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	保険業法第六十五条の三第一項及び第五項
第八十一条第七号	持分会社 総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）	相互会社 保険業法第六十五条の十六第一項の規定による新設合併契約の承認
第八十一条第八号	会社法第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議	保険業法第六十五條の七第一項又は第六十五條の十七第一項の異議
第八十二条第一項	吸収合併後存続する会社	吸収合併後存続する株式会社若しくは相互会社
第八十二条第二項及び第三項	本店 新設合併により設立する会社	本店又は主たる事務所 新設合併により設立する株式会社若しくは相互会社
第八十二条第四項	本店 第二項	本店又は主たる事務所 第二項（保険業法第六十七條において準用する場合を含む。）

第八十三条第一項	本店	本店又は主たる事務所
	第二十四条各号	第二十四条各号（保険業法第六十七條において準用する場合を含む。）
第八十三条第二項	本店	本店又は主たる事務所

（相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十七條の十七 法第七十二条の規定において法第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六條第一項並びに第九百三十七條第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六條第一項	株主又は設立時株主	株主又は社員
	株主が取締役、監査役、執行役員若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	株主又は社員が取締役、監査役、執行役員又は清算人
第九百三十七條第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）	本店	本店又は主たる事務所
第九百三十七條第四項	第九百三十條第二項各号	第九百三十條第二項各号（保険業法第六十四條第三項において準用する場合を含む。）
	支店	支店又は従たる事務所

（会社分割の対象から除かれる保険契約）

（新設）

（分割の対象から除かれる保険契約）

第十七条の十八 法第七十三條の二第一項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第七十三條の四第二項の規定による公告(次号及び次条において「公告」という。)の時に既に発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 (略)

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の十九 法第七十三條の四第五項から第七項までの保険金請求権等は、公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(削る)

第十七条の三 法第七十三條の二第一項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第七十三條の四第一項の公告(次号及び次条において「公告」という。)の時に既に発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 (略)

(保険金請求権等の範囲)

第十七条の四 法第七十三條の四第二項において準用する法第十七條第四項、第五項及び第七項に規定する保険金請求権等は、公告の時に既に生じているものに限るものとする。

(分割の際の保険契約者に対する通知又は催告等に係る電磁的方法の規定の準用)

第十七条の五 第四條の十二の規定は、法第七十三條の七第四項において商法第二百二十四條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四條の十二中「相互会社は」とあるのは「分割により保険契約を承継した会社は」と、「相互会社への入社の申込みをした者又は社員」とあるのは「保険契約者」と読み替えるものとする。

2| 第四條の七の規定は、法第八十三條第一項において法第三十八條第二項及び第四十五條第二項において準用する商法第二百三十二條ノ二第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合並びに法第八十三條第一項において法第三十九條第二項、第四十六條第二項及び第五十條第二項において準用する商法第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、法第八十三條第一項において法第三十八條第二項において準用する商法第二百三十二條ノ二第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するとき及び法第八十三條において法第三十九條第二項において準用する商法第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第四條

〔各別の催告をすることを要しない債権者〕

第十七条の二十 法第七十三條の四第十一項に規定する政令で定める債権者は、保険契約に係る権利を有する者、法第九十九條第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の債権者のうち、法第七十三條の四第二項の知れている債権者以外の者とする。

〔内閣総理大臣が選任した清算人について準用する商業登記法の規定の読替え〕

第十八條 法第七十四條第十一項の規定において内閣総理大臣が選任した清算人について商業登記法第七十三條第三項及び第七十四條第一項（法第八十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十三條第三項及び第七十四條第一項	会社法第九百二十八條第一項第二号	保険業法第八十三條第二項において準用する会社法第九百二十八條第一項第二号

の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「清算人」と、法第八十三條第一項において法第四十五條第二項において準用する商法第二百三十二條ノ二第三項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するとき及び法第八十三條第一項において法第四十六條第二項において準用する商法第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第四條の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員又は総代」と、「発起人」とあるのは「清算人」と、法第八十三條第一項において法第五十條第二項において準用する商法第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用するときは、第四條の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「発起人」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔相互会社の清算人等について準用する商法の規定の読替え〕

第十八條 法第八十三條第一項の規定において相互会社の清算人について商法第二百三十七條ノ二第三項、第二百三十九條第六項及び第七項並びに第四百二十條第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七條ノ二第三項	前項	保険業法第四十條第二項若ハ第四十七條第二項ニ於テ準用スル前項又ハ同法第五十九條第一項ニ於テ準用スル第二

第二百三十九條第六項	第二項但書	九十四條第三項ニ於テ準用スル前項
第二百三十九條第七項	株主	保險業法第四十一條ニ於テ準用スル第二項但書(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ同法第四十四條第二項後段)
第四百二十條第六項	第二百八十二條第二項	社員 保險業法第十三條ノ規定ニ依リ讀替ヘラレタル第二百八十二條第二項

2) 法第八十三條第一項の規定において相互会社の清算人について商法第四百三十條第二項の規定を準用する場合における同項において準用する同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百三十一條	總會	讀み替えられる字句	讀み替えられる字句
第二百三十七條ノ三第一項	取締役會		清算人會
	總會		社員總會(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会)
	株主ノ		社員(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代)ノ
第二百三十七條ノ三第二項	株主共同		社員共同
	株主		社員(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代)
	總會		社員總會(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会)
第二百三十八條	總會		社員總會(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会)
	總會		社員總會(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代)
	總會		社員總會(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代)
第二百四十四條第一項	第一項		保險業法第四十一條又ハ第四

第二百六十六條第一項第二号	第二百九十五條第一項	保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル第二百九十五條第一項
第二百六十六條第一項及び第二十六十五條第一項並びニ第二百六十五條第三項において準用する第二百六十四條第二項		
第二百六十一條第一項及び第二十六十五條第一項並びニ第二百六十五條第三項において準用する第二百六十四條第二項	取締役会	清算人会
第二百六十條ノ四第六項	親会社若ハ子会社	子会社（保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル第二百六十條ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ第二百七十六條ニ於テ同ジ）
第二百六十條ノ四第一項	株主又ハ親会社ノ株主	社員（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代）
第二百五十九條から第二百六十條まで、第二百六十條ノ二第一項、第二百六十條ノ三第一項から第三項まで及び第二百六十條ノ四第一項	取締役会	清算人会
第二百五十四條ノ三	總會	社員總會又ハ総代会
第二百五十四條ノ二第三号	本法	保險業法、本法
第二百四十九條第一項	株主	社員
第二百四十七條第一項第三号	株主	社員（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代）
第二百四十七條第一項各号列記以外ノ部分	總會	社員總會又ハ総代会
四項及び第五項	株主	社員
		十九條ニ於テ準用スル第一項

第二百六十六條第二項	取締役会	清算人会
第二百六十六條第五項	総株主	総社員
第二百六十六條第六項	総株主ノ議決権	社員総数(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代ノ総数)
第二百六十六條ノ三第二項	株主總會	社員總會(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会)
第二百六十七條第一項	株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙若ハ目論見書若ハ此等ノ書類ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録若ハ第二百八十一條第一項ニ掲グルモノ	六月前ヨリ引続キ社員デアル者
第二百六十九條	株主總會	社員總會(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会)
第二百七十二條	六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主	六月前ヨリ引続キ社員デアル者
第二百七十五條	株主總會	社員總會(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会)
第二百八十三條第四項	第一項	保険業法第八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百十九條第一項又ハ第四百二十條第七項
第二百八十三條第七項	取締役会 第一項	清算人会

(清算相互会社の清算人について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の二 法第八十条の五第四項の規定において同条第一項の清算人について会社法第九百三十七条第一項(第二号ロに係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百三十七条第一項第二号ロ の規定	次条第二項第一号	保険業法第八十四条において準用する次条第二項第一号
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

同項	此等ノ規定
----	-------

3| 法第八十三条第一項の規定において相互会社について商法第四百三十条第一項の規定を準用する場合における同項において準用する同法第三百三十四条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十四条	前条	保険業法第八十三条第一項ニ於テ準用スル第四百二十七条第一項

(社員総会等において清算人の説明を求め事項の通知等に係る電磁的方法の規定の準用)

第十八条の二 第四条の七の規定は、法第八十三条第一項において商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員(総代会を設けている場合においては、総代)」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

2| 第五条の三の規定は、法第八十三条第一項において商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十九条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五条の三第一項中「第五十一条第二項において準用する商法第二百五十九条第一項ただし書」とあるのは「第八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十九条第一項ただし書」と、「取締役」とあるのは「清算人」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

3| 第四条の七の規定は、法第八十三条第一項において商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の七中「社員になろうとする者」とあるのは「社員」と、「相互会社の発起人」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

(清算人について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の三 法第百八十条の八第四項の規定において清算人について会社法第三百五十三  
 条から第三百五十五条まで、第三百五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百六十  
 条第一項及び第三百六十一条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技  
 術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十三條から 第三百五十五條ま まで、第三百五十六 條第一項各号、第三 百五十七條第一項、 第三百六十條第一 項及び第三百六十 一條第一項	株式会社	清算相互会社

(清算相互会社の代表清算人等について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の四 法第百八十条の九第五項の規定において清算相互会社の代表清算人について  
 会社法第三百四十九條第四項及び第三百五十一条第三項の規定を準用する場合におけるこ  
 れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十九條第 四項及び第三百五 十一條第三項	株式会社	清算相互会社

2) 法第百八十条の九第五項の規定において民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十  
 六条に規定する仮処分命令により選任された清算相互会社の清算人又は代表清算人の職務  
 を代行する者について会社法第三百五十二条の規定を準用する場合における当該規定に係

のとする。

(相互会社の特別清算について準用する商法の規定の読替え)

第十八条の三 法第百八十四条の規定において相互会社について商法第四百五十四条第一項  
 の規定を準用する場合には、同項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読  
 み替えるものとする。

(新設)

る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十二条	株式会社	清算相互会社

3) 法第百八十条の九第五項の規定において清算相互会社の一時代表清算人の職務を行うべき者について会社法第九百三十七条第一項(第二号ロに係る部分に限る。)の規定を準用する

る場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項第一号ロ	次条第二項第一号	保険業法第百八十四条において準用する次条第二項第一号

(清算人会設置相互会社について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の五 法第百八十条の十四第九項の規定において清算人会設置相互会社について会社法第三百六十四条及び第三百六十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百六十四条	取締役会は	清算人会は
第三百六十五条第一項	「取締役会	「清算人会
第三百六十五条第二項	取締役は	清算人は
	取締役に	清算会に

(清算人会設置相互会社の清算会の運営について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条の六 法第百八十条の十五の規定において清算人会設置相互会社の清算会の運営

(新設)

(新設)

について会社法第三百六十六条、第三百六十八条、第三百六十九条第一項から第三項まで及び第五項、第三百七十条、第三百七十一条第四項及び第六項並びに第三百七十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百六十六条第一項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	取締役が	取締役を	清算人が
第三百六十六条第二項	取締役は	取締役は	清算人を
	取締役は	取締役は	清算人は
第三百六十六条第三項	取締役は	取締役は	清算人は
	各取締役(監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役)	各取締役(監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役)	各清算人及び各監査役
第三百六十八条第二項	取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)	取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)	清算人及び監査役
	取締役の	取締役の	清算人の
第三百六十九条第一項	取締役	取締役	清算人
	取締役及び	取締役及び	清算人及び
第三百六十九条第二項	取締役及び	取締役及び	清算人及び
	取締役であつて	取締役であつて	清算人であつて
第三百六十九条第五項	取締役が	取締役が	清算人が
	取締役	取締役	清算人
第三百七十条	取締役	取締役	清算人
	取締役	取締役	清算人

第三百七十一條第四項	役員又は執行役	清算人又は監査役
第三百七十一條第六項	第三項において読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求	第二項各号に掲げる請求又は第四項の請求
第三百七十二條第一項	第三項において読み替えて適用する第二項の許可 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）	第二項の許可 清算人又は監査役が清算人及び監査役

（清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え）

第十八条の七 法第八十条の十七の規定において清算相互会社について会社法第四百九十六條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十六條第一項	第三百十九條第一項	保険業法第四十一條第一項において準用する第三百十九條第一項

（相互会社の清算に関する登記について準用する会社法等の規定の読替え）

第十八条の八 法第八十三條第二項の規定において相互会社の清算に関する登記について会社法第九百二十八條第一項及び第三項並びに第九百二十九條（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百二十八条第一項	第四百七十八条第一項第一号	保険業法第八十条の四第一項第一号
第九百二十八条第三項	第一項各号に掲げる事項を、清算持分会社にあつては前項各号	第一項各号
第九百二十九条第一号	第五百七条第三項	保険業法第八十三条第一項において準用する第五百七条第三項

2) 法第八十三條第二項の規定において相互会社の清算に関する登記について商業登記法第七十三條第二項及び第三項、第七十四條第一項並びに第七十五條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十三條第二項	会社法第四百七十八條第一項第二号又は第三号	保険業法第八十条の四第一項第二号又は第三号
第七十三條第三項及び第七十四條第一項	裁判所	内閣総理大臣又は裁判所
第七十五條	会社法第五百七條第三項	保険業法第八十三條第一項において準用する会社法第五百七條第三項

(清算相互会社について準用する会社法の規定の読替え)

第十八條の九 法第八十四條の規定において清算相互会社について会社法第五百二十一条、第五百二十二條第二項、第五百三十六條第三項、第五百四十二條第一項及び第九百三十八條第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百二十一条	第四百九十二条第三項	保険業法第八十条の十七において準用する第四百九十二条第三項
第五百二十二条第二項	この法律	保険業法、この法律
第五百三十六条第三項	の規定	(第一項第四号を除く。)の規定
第五百四十二条第一項	第四百二十三条第一項に規定する役員等	保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等
第九百三十八条第二項第一号	第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項	保険業法第八十条の五第四項において準用する同法第五十三条の十二第二項又は同法第八十条の九第五項において準用する第三百五十一条第二項

(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定)

第二十一条 法第八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十二条第五項及び第六項の規定、法第九十四条の規定、法第九十六条の規定、法第九十七条の規定、法第九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条第一項(第二号から第十一号までに係る部分に限る。)及び第三項から第九項まで、第九十九条、第一百一条第一項及び第三項から第六項まで、第一百十二条並びに第一百四十四条から第二百二十二条までの規定並びに法第二百四十四条第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。)の規定とする。

(外国相互会社の使用人等について準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条の二 法第九十八条第一項の規定において外国相互会社の使用人について会社法第十条、第十二条第一項及び第十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定)

第二十一条 法第八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十二条第三項及び第四項の規定、法第九十四条の規定、法第九十六条の規定、法第九十七条の規定、法第九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条第一項(第二号から第十一号までに係る部分に限る。)及び第三項から第九項まで、第九十九条、第一百一条第一項、第三項及び第四項、第一百十二条並びに第一百四十四条から第二百二十二条までの規定並びに法第二百四十四条第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。)の規定とする。

(新設)

	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条	本店又は支店	日本における事務所	
第十二条第一項第三号	他の会社又は商人(会社を除く。第二十四条において同じ。)	会社(外国会社を含む。以下同じ。若しくは他の相互会社(外国相互会社を含む。))又は商人(会社を除く。)	
第十二条第一項第四号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社(外国相互会社を含む。)	
第十三条	本店又は支店	日本における事務所	

2| 法第九十八条第一項の規定において外国相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について会社法第十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第一項第二号	他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員	会社の取締役、執行役若しくは業務を執行する社員又は他の相互会社(外国相互会社を含む。)	

3| 法第九十八条第一項の規定において外国相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について会社法第二十二条及び第二十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二条第一項	譲受会社	譲受者	
第二十二條第二項	譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社	会社若しくは相互会社(外国相互会社を含む。)	ある譲受者がその本店若しくは主たる事務所(日本における主たる店舗(保険業法第八十七條第一項第四

<p>第二十二條第三項及び第四項並びに第二十三條</p>	<p>讓受会社及び</p>	<p>讓受者及び</p>
		<p>号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の所在地において讓渡外国相互会社（事業を讓渡した外国相互会社をいう。以下この項において同じ。）若しくは事業を讓渡した相互会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合又は外国相互会社である讓受者がその日本における主たる店舗の所在地において事業を讓渡した会社若しくは營業を讓渡した商人</p>

（外国相互会社の登記について準用する会社法の規定の読替え）

第三十條の二 法第二百五條の規定において外国相互会社の登記について会社法第九百三十三條第一項（第一号を除く。）、第二項（第七号を除く。）、第三項及び第四項、第九百三十四條第二項、第九百三十五條第二項並びに第九百三十六條第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第九百三十三條第一項第一号</p>	<p>營業所</p>	<p>事務所</p>
<p>第九百三十三條第一項（第一号を除く。）</p>	<p>第八百十七條第一項</p>	<p>保險業法第九十三條第一項</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

（新設）



読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百十五條第一項	第九百十一條第三項各号又は前三條各号に掲げる事項	保険業法第六十四條第二項各号に掲げる事項

（外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第三十條の三 法第二百十六條の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一條の三	營業所	事務所
第十二條第一項	会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
第十五條において準用する第二十四條第一号	營業所	事務所
第十五條において準用する第二十四條第十三号から第十五号まで	商号	名称
第十七條第二項第一号	商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所（当該代表者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。）	名称及び日本における主たる店舗（保険業法第八十七條第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下同じ。）並びに日本における代表者の氏名及び住所
第二十一條第一項	商号	名称

（新設）

第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十三号から第十五号まで	商号	名称
第二十五条第三項	本店	日本における主たる店舗
第二十七条	商号	商号又は名称
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	日本における主たる店舗
第三十三条第一項	営業所の	日本における主たる店舗の
	商号	名称
	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	日本における主たる店舗
	営業所を	日本における主たる店舗を
	営業所の	日本における主たる店舗の
	商号	名称
	営業所	日本における主たる店舗
第四十四条第二項第二号	営業所	事務所
	本店	日本における主たる店舗
第二百二十九条第一項第一号	本店	日本における主たる店舗
第二百二十九条第二項第四号	項	保険業法第二百十七条第一項
	支店	日本における主たる店舗
第三百三十八条第一項	支店	従たる事務所

第百三十八条第二項	支店	従たる事務所
第百四十八条	この法律に	保険業法に
	この法律の	同法の

（外国保険会社等が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第三十条の四 法第二百七条第三項の規定において外国保険会社等が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について会社法第九百四十六条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十六条第三項	商号	商号又は名称

（保険金請求権等の範囲）

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法第百六十五条の七第四項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する法第七十条第七項、法第百六十五条の十七第四項（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）において準用する法第八十八条第七項又は法第百六十五条の二十四第七項に規定する政令で定める権利は、第三条各号に掲げる権利とする。

（法第二百七十一条の十第一項の認可を要する取引又は行為）

第三十七条の五の四 法第二百七十一条の十第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 (略)

（新設）

（保険金請求権等の範囲）

第三十七条 法第二百五十五条第二項において読み替えて適用する法第百六十六条第二項において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める権利は、第三条各号に掲げる権利とする。

（法第二百七十一条の十第一項の認可を要する取引又は行為）

第三十七条の五の四 法第二百七十一条の十第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 (略)

三 当該会社を当事者とする会社分割（当該会社分割により事業の一部を承継させるものに限る。）

四 当該会社による事業の一部の譲渡

（外国保険主要株主に関する読替え）

第三十七条の五の五 法第二百七十一条の十七の規定による外国保険主要株主（同条に規定する外国保険主要株主をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十三条第一項	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員、清算人又はこれらに類する職にある者

（法第二百七十一条の十八第一項の認可を要する取引又は行為）

第三十七条の五の六 法第二百七十一条の十八第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 （略）

三 当該会社を当事者とする会社分割（当該会社分割により事業の一部を承継させるものに限る。）

四 当該会社による事業の一部の譲渡

（保険持株会社に係る会社分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

第三十七条の五の七 法第二百七十一条の三十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社分割（当該会社分割により事業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。）

三 当該会社を当事者とする分割（当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。）

四 当該会社による営業の一部の譲渡

（外国保険主要株主に関する読替え）

第三十七条の五の五 法第二百七十一条の十七の規定による外国保険主要株主（同条に規定する外国保険主要株主をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十三条第一項	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員、清算人又はこれらに類する職にある者

（法第二百七十一条の十八第一項の認可を要する取引又は行為）

第三十七条の五の六 法第二百七十一条の十八第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 （略）

三 当該会社を当事者とする分割（当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。）

四 当該会社による営業の一部の譲渡

（保険持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの）

第三十七条の五の七 法第二百七十一条の三十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる分割（当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この

以下この条において同じ。)とする。

一 当該会社分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割

二 当該会社分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割(次に掲げるものを除く。)

イ 当該保険持株会社が承継する吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この号において同じ。)の債務の額として内閣府令で定める額(ロにおいて「承継債務額」という。)が当該保険持株会社が承継する吸収分割会社の資産の額として内閣府令で定める額(ロにおいて「承継資産額」という。)を超えることとなる会社分割

ロ 当該保険持株会社が吸収分割会社に対して交付する金銭等(当該保険持株会社の株式等(会社法第七百七条第二項第二号ホに規定する株式等をいう。)を除く。)の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超えることとなる会社分割

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産(同項第一号イの資産を除く。以下この項において同じ。)若しくは負債又は総資産若しくは総負債の額は、当該会社分割の直前における帳簿価額(同項第二号に掲げる会社分割により承継する資産又は負債にあつては、当該会社分割の際に付すこととなる帳簿価額)によるものとする。

(保険持株会社に係る事業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の六 法第二百七十一条の三十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事業の譲渡又は譲受けとする。

一 当該事業の一部の譲渡に伴い譲渡する資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である事業の一部の譲渡

二 当該事業の一部の譲受けに伴い譲り受ける資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である事業の一部の譲受け

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債

条において同じ。)とする。

一 当該分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である分割

二 当該分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である分割

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債の額は、当該分割の直前における帳簿価額(同項第二号に掲げる分割により承継する資産又は負債にあつては、当該分割の際に付すこととなる帳簿価額)によるものとする。

(保険持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)

第三十七条の六 法第二百七十一条の三十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる営業の譲渡又は譲受けとする。

一 当該営業の一部の譲渡に伴い譲渡する資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である営業の一部の譲渡

二 当該営業の一部の譲受けに伴い譲り受ける資産又は負債の額がいずれも当該保険持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である営業の一部の譲受け

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債

の額は、同項第一号に掲げる事業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額によるものとし、同項第二号に掲げる事業の譲受けにあつては当該譲受けの直前における帳簿価額（当該譲受けに係る資産又は負債にあつては、当該譲受けの際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする。

（保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）

第三十七条の七 法第二百七十一条の二十において準用する同法第二百七十一条の十七の規定による保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第二百七十一条の三十第一項	（略）	（略）
	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	
第二百七十一条の三十二第二項第六号	資本金	資本金又は出資	
	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	取締役、執行役、会計参与若しくはこれらに類する職にある者	
第三百七十七条第七号	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	
	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、業務を執行する社員若しくは清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	
第三百三十三条第一項	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	
	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、業務を執行する社員若しくは清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	

の額は、同項第一号に掲げる営業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額によるものとし、同項第二号に掲げる営業の譲受けにあつては当該譲受けの直前における帳簿価額（当該譲受けに係る資産又は負債にあつては、当該譲受けの際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする。

（保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）

第三十七条の七 法第二百七十一条の二十において準用する同法第二百七十一条の十七の規定による保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第二百七十一条の三十第一項	（略）	（略）
	取締役、執行役若しくは監査役	取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者	
第二百七十一条の三十二第二項第六号	資本	資本又は出資	
	取締役、執行役若しくは監査役	取締役、執行役若しくはこれらに類する職にある者	
第三百七十七条第七号	取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人	取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	
	取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人	取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	
第三百三十三条第一項	取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人	取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	
	取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人	取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者	

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第三十七条の八 法第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社が保険会社を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該保険会社を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する事業年度終了後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国（当該保険会社を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。）の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第三十七条の八 法第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社が保険会社を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該保険会社を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する営業年度終了後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国（当該保険会社を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。）の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。